

「適正なガス取引についての指針（改定案）」の修正

成 案	原 案
<p>Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) その他製造委託等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて(数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。)、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>	<p>Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) その他製造委託等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて(数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。)、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>